

令和7年11月26日

指名業者各位

加須市管理契約課

## 質問回答書

加須市告示第359号、件名：加須市公共施設飲料自動販売機設置の仕様等について質問がありましたので、下記のとおり回答します。

記

質問1 災害協定書は3者間での締結は可能か。（甲乙丙）

回答1 災害協定書は原則2者間での締結となります。やむを得ない場合は3者間での締結も可とします。その場合、災害協定書の条項等につきましては、契約締結後に協議させていただきます。

質問2 物件番号20、21、22は既存の電源はそのまま使用できるか、明確に判断が頂きたい。

※工事費用負担により、応札額が変わるもの

回答2 物件番号20、21、22の既存の電源は、各設置業者の負担で自ら個別メーターを設置したもので、貸付期間終了後、自販機の撤去と一緒に個別メーター及び電源設備を撤去してもらうことになります。  
したがって、既存の電源は使用できません。

質問3 入札番号24 豊野台公園（土地）を落札した際に、現在使用している電源口を撤去せず、そのまま使用可能でしょうか。

回答3 物件番号24の既存の電源は、各設置業者の負担で自ら個別メーターを設置したもので、貸付期間終了後、自販機の撤去と一緒に個別メーター及び電源設備を撤去してもらうことになります。  
したがって、既存の電源は使用できません。

担当：加須市総合政策部管理契約課  
Tel 0480-62-1111（内線394）  
Fax 0480-62-5981